

第 8 章 教育研究等環境

中期目標

- (1) 本学の理念・目的を達成し教育研究等を円滑に遂行するため、必要な施設・設備の整備を図る。
- (2) 教育研究等を支援する環境等の整備・充実を図る。
- (3) 教育研究活動に必要な研修機会の確保を図るとともに教育研究費の充実に努める。
- (4) 本学の理念・目的を実現するため、図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子媒体等の体系的及び量的整備を図るとともに、図書館利用者のサービスの向上を図る。
- (5) 教員及び研究者における研究倫理の遵守、研究活動の不正防止のための必要な措置を講じその徹底を図る。

中期計画

【20】各学部・研究科等における教育研究組織の整備・充実に配慮した適切な施設・設備について、「環境整備に関する実施計画」に基づき計画的な整備を図るとともに教育研究等の環境整備について、学生の学修・研究及び生活実態調査結果などを踏まえて、その適切性について点検・評価、検証を行い、その結果を改善に反映させる。

取り組み状況及び課題等

本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために、必要な施設・設備等の整備を図ること及び教育研究環境の整備・充実に努めること等を目標とした「東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画」(23.10.19)に基づき、各学部学科・研究科等における施設・設備の整備・充実に努めています(資料 8-1)。

平成 30 年度においては、実施計画の一部改正を行い「平成 30 年度整備計画」を次のとおり定め、着実に実行しています。

【平成 30 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパス別館(東側)外壁及び窓枠の改修
- ② 立川キャンパスの校舎増築工事
- ③ 立川キャンパスの空調設備の更新
- ④ 五反田キャンパス第四別館の改修

〔整備状況〕

整備完了日	キャンパス名	整備内容
平成 30 年 11 月 2 日	世田谷	・別館(東側)外壁及び窓枠の改修
平成 31 年 2 月 28 日	五反田	・第 4 別館の改修
平成 31 年 10 月 31 日	立川	・校舎増築工事

教育研究等の環境整備においては、各学部学科・研究科等の特色ある組織の整備・充実に配慮するとともに学生の修学・研究に適切な施設・設備を整備していくため、修学実態調査結果や生活実態調査結果、学部教務(カリキュラム)委員会等の意見を踏まえて、点検・評価、検証を行い、教育研究等の円滑な遂行に資するよう、その結果を改善に反映させています。

中期計画

【21】「環境整備に関する実施計画」に基づき、教育研究等を支援する環境等の整備・充実を図る。

- ・各キャンパスを繋ぐ学内 LAN、デスクネットの円滑な整備に努める。
- ・各キャンパス校舎においてはバリアフリーに配慮した施設・設備の改修を推進する。
- ・各キャンパスの施設・設備の維持管理は、法令に基づき適切に行うとともに施設・設備の老朽化対策（特に世田谷校舎）に対応した適切な整備を図る。
- ・各学部学科・研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図る。
- ・学生の主体的な学習支援のための体制や開放的な空間（ラーニング・commons）の整備に努める。

取り組み状況及び課題等

本学は、6 キャンパス（五反田、世田谷、国立病院機構（目黒区東が丘）、国立病院機構立川（立川市）、船橋、和歌山）に分かれています。それぞれのキャンパスにおいては、学部・学科、大学院とも教育研究上の目的を達成するため、教育研究に支障がないように開学当初から学内 LAN を整備しており、教職員・全学生にパソコンを貸与して、デスクネットにより教学に関する事項及び学内運営に関する事項等の各種情報の速やかな伝達等を行っています。

バリアフリーに配慮した施設・設備については、五反田校舎本館（3 階建て）及び世田谷校舎別館（4 階建て）、立川別館（5 階建て）のエレベーター設置、世田谷校舎別館廊下の段差等の整備が課題となっています。今後、可能なものから整備してまいります。

本学は医療系人材養成の大学であることから、看護学科については法令に定める看護師等養成施設の基準、医療栄養学科については栄養士法に定める基準に基づき適切に施設・設備の整備・維持管理を行っており、施設・設備の老朽化に対応して適切に整備を行っています。

校地・校舎・施設・設備の維持管理及び法令に基づく設備関係（防災設備、エレベーター、電気設備等）の点検・整備についても資格を有する業者への委託を行うとともに、施設担当職員を配置して校地・校舎等の維持管理の万全を期しています。

また、法令に定める快適な環境の形成、衛生管理活動の円滑な推進を図るため、産業医・衛生管理者等を構成員とする衛生委員会を設置しており、安全・衛生の確保に努めています。

さらに、各学部学科・研究科等の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図っています。また、学生の主体的な学習支援のための図書館閲覧室等のスペース（ラーニング・commons）の整備（空調増設等）に取り組んでいます。

なお、オフィスアワーのための電子表示板を全キャンパスに整備しており、学生が教員の在室状況を確認し、いつでも修学や生活面の相談ができるようにしています。

中期計画

- 【22】教育研究活動に必要な教員の研修の機会を確保するため、学会・研究会等に参加する等、就業規則に基づき適切な配慮を行う。また、教育研究費の充実を図るため科学研究費補助金・各種団体の研究助成金・受託研究費・奨学寄附金等、外部資金への積極的な申請を奨励し獲得を図る。
- 特に、科学研究費補助金については外部講師を招いて定期的に説明会を開催し申請・獲得を図る。

取り組み状況及び課題等

本学の研究活動に対する基本的な考えは「高度化・複雑化する医療保健分野を支え更に発展させるため、現在及び未来の社会が抱える諸課題を克服し、世界の医療保健をリードできるよう、先進的な研究活動を推進」していくことを「東京医療保健大学ビジョン」に掲げています。

このため、教員の研究活動については、その振興と円滑化を促進していくこととし教員個人研究費を措置するとともに、研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発行しています。また、教員の採用選考時において採用された教員の論文数の業績が少ない場合には採用後論文を発表していくよう奨励しています。

このような考えに基づき、教員の研究活動を促進するための具体的方策について、次のとおり取り組んでいます。

- a) 教員の教育研究活動の促進を図るため、個人研究費を設けて研究の実施に必要な経費、図書費、学会参加出張費等を支援しており、予算を有効に活用できるよう予算に上限額を設定し翌年度繰延を認め支援を行っています。

(単位：円)

	教授	准教授	講師	助教	助手
単年度予算額	617,500	522,500	427,500	237,500	142,500
繰延予算上限額	967,500	822,500	677,500	387,500	242,500

- b) 教員の教育研究活動に必要な研修機会の確保のため、勤務時間の特例として裁量労働制を設けています。授業等公務に支障がない場合や夏季休業期間等に各種学会・研究会等に参加する場合に出張届又は研修届により許可しており、教員の研究活動を積極的に推奨しています。
- c) また、医療保健学部及び東が丘・立川看護学部における研究費総額の中に占める科学研究費補助金・各種団体の研究助成・受託研究費・奨学寄附金等、外部資金の割合は、次表にあるとおり平成29年度では概ね29.8%となっています。

研究費総額に占める学外からの研究費の割合

(単位：千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
研究費総額	212,837	100.0%	182,524	100.0%	203,291	100.0%
学内経常研究費	127,494	59.9%	140,643	77.1%	142,793	70.2%
学外からの研究費	85,343	40.1%	41,881	22.9%	60,498	29.8%
政府もしくは政府 関連法人からの研究 助成金	—	—	—	—	17,225	—
科学研究費補助金	57,850	—	31,644	—	34,848	—
民間研究助成金	1,823	—	900	—	2,070	—
奨学寄附金	17,550	—	3,000	—	0	—
受託研究費	3,898	—	3,337	—	3,175	—
共同研究費	4,222	—	3,000	—	3,180	—

d) 科学研究費補助金の積極的な申請を奨励するため、毎年度外部講師を招いての説明会を開催しており、平成 30 年度においては新設された千葉看護学部及び和歌山看護学部にも案内し開催しました。

7 月 5 日(木)の午後 4 時半から午後 6 時まで五反田キャンパス(医療保健学部 3 学科、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部)において、また 10 月 1 日(月)午後 3 時半から午後 5 時まで雄湊キャンパス(和歌山看護学部)において、科研費申請・採択に豊富な経験を有し本学スクリー委員会委員である奈良県立医科大学教授の今村知明先生に講師を依頼し「科研費申請書類を書く前に」をテーマに説明会を実施しました。

説明会では、平成 30 年度から科研費の審査区分、審査方式の見直しが行われることを踏まえ、科研費申請・採択の現状と変更点、さらに採択されやすい申請書類の書き方などの説明が行われ、終了後のアンケートでは、「研究計画調書の書き方の説明が、研究を行う上で考えるべき事柄が多く盛り込まれていたのもとても参考になった」「科研費を申請する上で抑えるべきポイントについて具体例を挙げながら説明があり、科研費応募に挑戦したくなった」等の感想が多数ありました。

説明会は、教員の FD 活動及び職員の SD 活動の一環として全教職員に参加を呼び掛け、83 名の参加がありました。

この成果としては、平成 31 年度の科学研究費助成事業の日本学術振興会への申請件数(平成 30 年 11 月 7 日提出期限)が研究活動スタート支援(平成 31 年 3 月～5 月募集)事業を除き、40 件あり過去最多数となりました(資料 8-2)。

e) また、平成 30 年度は昨年度に引き続き文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ 1 教育の質的転換」に採択されました。

当該事業は、教学面からの大学改革に組織的・体系的に取り組む私立大学等を選定し大学等の財政基盤の充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として支援するもので、本学の取り組みは全体の選定ラインの 55 点を上回り 84 点満点の 71 点でした。今後この事業に積極的に取り組むとともに教育の質向上に努めてまいります。

f) さらに、教育研究の活性化を図るため、各教員への研究費配分の見直しの一環として、教育の質向上等に取り組む教員及び組織等を支援しており、平成 26 年度から大学全体の教育研究経費の中から学長裁量経費 5,000 千円を措置しメリハリのある配分を実施しています。

平成 30 年度においては、学内公募により申請があった教育の質向上等に関して優れた取り組み 14 件を採択して配分し、透明性を確保するため配分決定額及び配分可否理由を学内に公表するとともに大学経営会議に報告しています。

なお、学長裁量経費の配分を受けた教員及び組織等は教育の質向上等の取り組み状況及び評価を明記した報告書を、平成 30 年度末までに学長(事務局)に提出することとしており、提出された報告書は学部長等会議に報告することとしています。

中期計画

【23】図書館機能の整備・充実を図るため、以下の取組を推進する。

- ・教育研究遂行上必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子媒体等の整備・充実に努める。
- ・図書館管理システムにより、利用サービスの維持・向上を図る。
- ・新入生に対する図書館利用に関するオリエンテーションを実施するとともに、利用者のニーズに対応した図書館ガイダンスを実施する。
- ・図書館利用に関する学生及び教職員からの相談を適切に行うとともに、文献複写サービスの提供に努める。また、ラーニング・コモンズの整備に努める。
- ・図書館の書架を体系的・目的別に整備し、書架の案内掲示を見易くする等利用サービスに努める。
- ・地域に開かれた大学として地域開放に努めるとともに、図書館利用の拡充に努める。

取り組み状況及び課題等

6 キャンパス(五反田、世田谷、国立病院機構、国立病院機構立川、船橋、和歌山)には、それぞれ附属図書館を設置しており、附属図書館においては、本学の教育理念・教育目標・教育目的を支えるため、図書・学術雑誌・電子媒体等の充実と学修環境(学修閲覧室等)の整備を図るとともに、学生・教職員の利用者に対する利用サービスの維持向上に取り組み、さらに地域開放にも努めています。

図書館の利用サービス業務に従事する各キャンパスの附属図書館職員の配置状況は、次のとおりです。

図書館職員等配置状況

31.3.31 現在

図書館の名称	専任職員数	業務委託及び派遣 によるスタッフ数	年間開館日数
附属世田谷図書館	平成 17 年度から 1 人 配置	2 人	270 日
附属五反田図書館	平成 25 年度から 1 人 配置	4 人	270 日
附属東が丘図書館	平成 22 年度から 1 人 配置	3 人	276 日
附属立川図書館		3 人	269 日
附属船橋図書館	平成 30 年度から 1 人 配置	2 人	256 日
附属雄湊図書館	平成 30 年度から 2 人 配置		259 日
計	6 人配置	14 人	—

注) 1. 専任職員及び業務委託によるスタッフは、全員、司書の資格を有している。

2. 開館時間
- | | |
|---------|----------------|
| 月～金 | : 9:00 ～ 20:00 |
| 土 | : 9:00 ～ 17:00 |
| 夏季等休業期間 | : 9:00 ～ 17:00 |
| 日・祝祭日 | : 休 館 |

また、医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、大学院医療保健学研究科、大学院看護学研究科の新入生に対し、図書館利用方法、図書館システム・利用申請手続き、蔵書検索・データベースによる論文検索・文献入手方法等の図書館利用に関するオリエンテーション及び図書館ガイダンスを実施しています。

〔図書館利用サービス〕

- a) 図書館管理システムにより、館内資料は全てコンピューター検索ができるよう整備し学内外から検索が可能となっています。「マイライブラリ」機能により利用者が貸出中の資料や文献複写の取寄状況確認、検索結果の保存ができるようサービスを拡大し平成 29 年度にシステムをアップグレードし検索をスマートフォン対応に切り替えています。
- b) 図書館機能と電子図書館機能を有機的に結合した図書館を目指し以下のとおりデータベースを積極的に導入しています。
- ア) 国家試験対策として『系統別看護師国家試験問題＋保健師国家試験問題 WEB 法人サービス』がある外、
 - イ) 新聞記事データベースとしては朝日新聞オンライン記事データベース『聞蔵Ⅱ』、新聞・雑誌記事データベース『日経テレコン 21』、
 - ウ) 文献情報データベースとしては医学文献情報データベース『医中誌Web』、科学技術文献情報データベース『J-DreamⅢ』、
 - エ) 論文をダウンロード可能な電子ジャーナル機能を持つデータベースとしては医学論文データベース『メディカルオンライン』、学術論文データベース『CiNii』、医学関係雑誌論文データベース『EBSCOhost』、看護論文データベース『最新看護索引 Web』

本学が契約している『EBSCOhost』は、CINAHL Plus with Full Text と MEDLINE with Full Text の二つのデータベースで構成されており、特定雑誌の英語論文全文の利用が可能となっています。

- c) 平成 28 年度からは医学書院の電子ジャーナル『Medical Finder』を導入し、看護系雑誌、看護系学会誌の日本語論文の全文を提供しています。なお、医療保健学研究科では平成 19 年 4 月の設置時より、電子ジャーナル化した外国学術雑誌及びデータベースを導入し、毎年教員等の要望を聴取し更新しています。
- d) 平成 25 年度からは電子書籍の導入を行っています。現在、『EBSCOhost』と同じデータベースで提供される電子書籍『紀伊國屋書店 NetLibrary』と丸善の電子書籍『MARUZEN eBook Library』の 2 つの電子書籍プラットフォームを導入しており、医療・栄養・看護・情報分野の電子書籍について、学内 LAN 経由で全キャンパスにおいて閲覧・印刷・PDF ファイル送信が可能となっています。

〔図書館書架の体系的・目的別整備、書架案内掲示を見やすくする等の利用サービス〕

図書館では、日本国内の図書館で広く利用されている日本十進分類法を分類法として採用し主題に合わせて分類順に配架しています。

また、大学のシラバスにおいて教科書・参考図書として指定されている図書を推薦図書として別置している外、国家試験対策にあわせて特設コーナーを書架に設けることで利用者の便宜を図っています。

各館ごとに案内図を掲示し書架の主題に合わせた分類を表示することで主題から該当する図書がどの書架にあるのか確認できるようにしています。

平成 28 年度より世田谷図書館に差替式書架サインを導入し、各書架にある資料の分類を実情に合わせて更新可能としています。

〔地域開放〕

- a) NTT 東日本関東病院図書館と相互利用協定を結び、病院図書館利用者は附属五反田図書館の資料閲覧及び複写が利用できます。
- b) また、世田谷区教育委員会と附属世田谷図書館で相互利用協定を締結し、世田谷区民は附属世田谷図書館、附属五反田図書館、附属東が丘図書館の資料閲覧及び複写が利用可能であり、かつ、データベース・電子ジャーナルの利用もできます。
- c) 平成 27 年 4 月より図書館ホームページ「利用案内」に学外利用者のための利用案内の項目を整備し、受付方法や利用時間、利用できるサービス等の条件を公開しました。

図書等の利用についても、学生が各キャンパス図書館の蔵書リストを閲覧できるようになっており、学生は必要な時に図書等を借りることができます。定期試験や論文作成等が集中する期間では特定の図書に需要が集中するため、そのような図書については蔵書を複数冊としています。また、各教員研究室の蔵書についてもリスト化し学生の求めに応じて貸出しができるように工夫してまいります。

中期計画

【24】 教員及び研究者における研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止のため、以下の措置を講じる。

- ・「ヒトを直接の対象とする研究」を実施する場合には「ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、所要の手続きを経ることとする等研究倫理遵守の徹底を図る。また、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から、研究倫理委員会において、研究の可否についての審査・判定を経た後、実施する。
- ・研究活動の不正防止については不正防止に関する諸規程を教職員が常時参照できるようデスクネットに掲載するとともに周知徹底を図る。また、研究者に対し研究倫理教育の徹底を図るため、外部講師を招聘し研究倫理教育に関する講習会を実施する。

取り組み状況及び課題等

教職員、学生の研究倫理の確立に関する取り組みについては、本学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する本学の責務を明確にするとともに、個人情報の適正な保護に資することを目的に「個人情報保護に関する規程」を定めて取り組んでいます。

研究倫理面においては、本学の教員及び研究者が行う「ヒトを直接対象とする研究」について、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から「ヒトに関する研究倫理基準」に基づき、学長の責任のもとで全学委員会である「東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理審査委員会」を設置しており、研究者からの申請に基づき調査・審議を行い、その研究の可否について適正に判定を行っています。

審査に当たっては、外部の意見等を反映することにより透明性を図り、もって社会に対する説明責任を果たす観点から、医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部及び大学院の学内委員13名に加え学外の有識者2名を委員に委嘱しており、研究倫理に係る審査の適切性を図っています。

〔ヒトに関する研究倫理審査・承認件数〕

※平成30年度は千葉看護学部及び和歌山看護学部を含む。

	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)
専任教員に係るもの	28件	34件	41件
院生の課題研究等に係るもの	54件	46件	65件
学部学生の卒業研究に係るもの	10件	18件	20件
計	92件	98件	126件

なお、平成27年度に日本学術会議が定めた「科学研究における健全性について」(27.3.6)に基づき、「東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定・施行(27.5.13)するとともに、「東京医療保健大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を制定・施行(27.7.15)して、教職員に周知徹底を図るとともにデスクネットの規程集に掲載し常時参照できるようにしています(資料8-3、8-4)。

また、研究者に対する研究倫理教育の徹底を図るため、本学では定期的に研究倫理教育に関する講習会等を実施しております。

平成 30 年度においては、研究者、院生等に対して研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識・技術等の修得等を目的に、筑波大学生存ダイナミクス研究センターの岡林浩嗣先生を招いて開催しました(30.9.27)。

このほか、動物実験を倫理的かつ適正に実施するため、東京大学本部ライフサイエンス研究倫理支援室の三浦竜一先生を招いて動物実験講習会を開催(隔年)しています。

研究倫理教育に関しては、文部科学省が指定する研究倫理教材として日本学術振興会の研究倫理教材及び CITIJapan の e-ラーニングが常時ホームページ上で利用可能となっており、教職員、院生等に対し引き続き意識啓発等を図るとともに取り組みに万全を期してまいります。

東京医療保健大学の環境整備に関する実施計画

【目標】

1. 本学の教育理念・教育目標・教育目的を達成するために必要な施設・設備等の整備を図る。
2. 教育研究環境の整備・充実に努める。
3. 施設・整備等の円滑な維持・管理に努める。

【中期展望】

1. 各学部・各学科・各研究科における教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた講義室・実習室・実験室・演習室の設備及び実験・実習に必要な施設の一層の整備・充実に努めることとする。
なお、平成 23 年度に受審した大学評価において大学基準協会から教育研究等環境に関して「医療保健学部の演習室は極めて狭いので、学生の学修に配慮した環境を整えるよう改善が望まれる。」と指摘されたことから、医療保健学部演習室の拡充整備に鋭意努めることとする。
2. 教育研究等を支援する環境等の整備・充実に努める。
 - ・各キャンパスをつなぐ学内 LAN 及びデスクネットの円滑な整備に努める。
 - ・各キャンパスにおいては、バリアフリーに配慮した施設・設備の改修を推進する。
 - ・各キャンパスの施設・設備の維持管理は、法令に基づき適切に行うとともに、施設・設備の老朽化に対応した適切な整備を図る。
 - ・各学部・各学科・各研究科の実験・実習に当たっては、安全面での注意を徹底するとともに、実験・実習室及び設備の管理・責任体制の徹底を図る。
3. 災害防災対策規程及び各キャンパス震災等災害対応マニュアルに基づき、教職員及び学生の安全確保を図るとともに、本学の施設・設備・土地等を災害から保護する方策を講ずることとする。

【平成 23 年度整備計画】

○五反田キャンパス

- ・ G304・G305 教室のプロジェクター更新（9 月）。
- ・ 体育館の冷暖房設備設置（12 月）。

○世田谷キャンパス

- ・ A202・A203・A301・A302・A401 教室のプロジェクター更新（9 月）。
- ・ 老朽化している別館教室の扉の交換（8～9 月）。
- ・ 体育館の冷暖房設備設置。

○国立病院機構キャンパス

- ・新キャンパスの改修移転工事。

○学生寮

- ・なでしこ寮の厨房及び食堂の改修。
- ・和敬寮の増築。

○震災等災害対応マニュアルに定める地震災害時における防災体制の周知徹底を図る。

- ・防災訓練の実施。
- ・緊急対応の備蓄品の整備。
- ・薬品等危険物の保管及び管理の徹底。

【平成 24 年度整備計画】

○五反田キャンパス

- ・体育館の冷暖房設備設置。

○世田谷キャンパス

- ・体育館の冷暖房設備設置。
- ・新館屋上の防水工事及びウッドデッキ等の改修。
- ・別館屋上の防水工事。
- ・別館空調設備の改修。

○国立病院機構キャンパス

- ・HM206 教室に液晶モニター等設置。
- ・緊急対応の備蓄品の整備（防災訓練を併せ実施）。

【平成 24 年度追加整備計画】

○五反田キャンパス

- ・第二別館のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
- （実費経費を見積依頼中、25 年度に実施することもある）

○世田谷キャンパス

- ・本館のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
- （実費経費を見積依頼中、25 年度に実施することもある）

○国立病院機構キャンパス

- ・本館及び研究棟のエレベーターに戸開走行保護装置の設置（予定）。
- （実費経費を見積依頼中、25 年度に実施することもある）

【平成 25 年度整備計画】

- ① 演習室等の拡張のために五反田及び世田谷キャンパス周辺で賃借物件の確保を図る。
- ② 各キャンパスのエレベーターに戸開走行保護装置を設置する。

- ③ 世田谷キャンパスについては次の整備を行う。
 - ・ 別館屋上の防水最終工事。
 - ・ 別館教室等の照明設備をＬＥＤ照明等に改修。
- ④ 国立病院機構キャンパスについては別館５階に演習室等９室を整備する。

【平成 26 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパスの演習室等の拡張のために世田谷キャンパス周辺で賃借物件の確保を図る。
- ② 五反田及び国立病院機構キャンパスのエレベーターに戸開走行保護装置を設置する。
- ③ 世田谷キャンパスについては各教室の音響設備等の不具合を点検し整備を行う。
- ④ 国立病院機構キャンパスについては HM306・HM307 教室に液晶モニター等の音響設備を整備する。

【平成 27 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパスの演習室等の拡張改修整備を行う。
- ② 国立病院機構キャンパス本館の空調設備等の整備を行う。
- ③ 平成 28 年度から東が丘・立川看護学部災害看護学コース 3 年次生が国立病院機構立川キャンパスで授業を受けることから、同キャンパスの整備を行う。
- ④ 各キャンパスの教室内の音響及び映像機器を点検し不良個所の改修を行う。

【平成 28 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパス別館外壁及び窓枠の改修。
- ② 国立病院機構キャンパス本館のボイラー設備の更新。
- ③ 世田谷キャンパス本館アリーナの床の張替工事。
- ④ 平成 29 年度から本格使用する国立病院機構立川キャンパスの本館教室の点検整備。
- ⑤ 各キャンパスの教室内の音響及び映像機器を点検し不良個所の改修。

【平成 29 年度整備計画】

- ① 五反田体育館の床の張替及び天井照明の交換。
- ② 世田谷キャンパス別館（南側）外壁及び窓枠の改修。
- ③ 世田谷キャンパス別館 A301 と A302 間仕切り及び廊下側間仕切りの防音改修。
- ④ 国立病院機構キャンパス第一別館 H1201・H1203 教室の内装補修。

- ⑤ 各キャンパスの教室等の空調設備を点検し、オーバーホールする。不良箇所は交換する。
 - ・五反田本館エアコンのオーバーホール（27 年度の残り）。
 - ・五反田本館 2 階学生ラウンジに空調機設置。
 - ・立川キャンパス図書館及び TM208・TM 311（階段教室）。
- ⑥ 各キャンパスの教室内の音響及び映像機器を点検し不良個所の整備。
 - ・世田谷キャンパス別館：A301・A 401、AB01
 - ・国立病院機構キャンパス本館：HM201・HM301
- ⑦ 五反田及び世田谷キャンパスの電話交換機の更新。

【平成 30 年度整備計画】

- ① 世田谷キャンパス別館（東側）外壁及び窓枠の改修。
- ② 立川キャンパスの校舎増築工事。
- ③ 立川キャンパスの空調設備の更新。
- ④ 五反田キャンパス第四別館の改修。

附則

この実施計画は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

附則

平成 24 年度の実施計画は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附則

この実施計画は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附則

平成 25 年度の実施計画は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附則

平成 26 年度の実施計画は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。

附則

平成 27 年度の実施計画は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附則

平成 28 年度の実施計画は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。

附則

平成 29 年度の実施計画は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

附則

平成 30 年度の実施計画は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

科学研究費助成事業(科研費)説明会実施状況
(平成28年度～平成30年度)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
日時	28.8.5(金) 16:30～18:00 五反田キャンパス	29.8.2(水) 16:30～18:00 五反田キャンパス	30.7.5(木) 16:30～18:00 五反田キャンパス	30.10.1(木) 15:30～17:00 雄湊キャンパス
テーマ	「科研費」の最近の 動向	科研費改革の動向	科研費申請書類を書く前に	
講師	独立行政法人 日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 中山 亮 課長	文部科学省 研究振興局 学術研究助成課 井上 賢一 課長補佐	奈良県立医科大学公衆衛生学講座 今村 知明 教授	
参加者数	61名	84名	60名	23名

東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

東京医療保健大学に雇用されて研究活動に従事している者及び東京医療保健大学の施設や設備を利用して研究に携わる者。

(3) 各学科等

医療保健学部看護学科、同医療栄養学科、同医療情報学科、東が丘・立川看護学部看護学科、千葉看護学部看護学科、和歌山看護学部看護学科、助産学専攻科、大学院医療保健学研究科、大学院看護学研究科。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任

を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(各学科等責任者)

第5条 各学科等の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 各学科等には、各学科等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。

- 2 前項の研究倫理教育責任者は各学科等の長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第7条 東京医療保健大学に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者を大学経営会議において任命する。
 - (1) 各学科等の長
 - (2) 外部有識者
 - (3) 大学経営会議室長
 - (4) 事務局長
- 4 委員長及び副委員長は大学経営会議において任命する。
- 5 委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(倫理委員会の職務)

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究協力部に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 研究協力部長は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 研究協力部長は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告するものとする。
学長は、当該告発に関係する各学科等の長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 研究協力部長は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、研究協力部長は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、研究協力部長は、学長及び委員長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第12条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第14条 学長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 東京医療保健大学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係者等から事実関係を確認した後、理事長に処分手続きの申請を行うことができる。

4 理事長は前項による申請に基づき就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

5 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第15条 東京医療保健大学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第16条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第17条 第10条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第18条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第20条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、東京医療保健大学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 倫理委員会の委員長又はその指名した倫理委員会の委員 1名
 - (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 1名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 2名
- 4 調査委員会を構成する全ての委員は、告発者及び被告発者との直接の利害関係(特定不正行為を指摘された研究活動が論文の内容通りの成果を得ることで特許や技術移転等に利害が生じるなど)を有しない者でなければならない。

(本調査の通知)

第21条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が東京医療保健大学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が東京医療保健大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が東京医療保健大学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。東京医療保健大学学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の

先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第32条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定しその結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が東京医療保健大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第33条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、東京医療保健大学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案

が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第34条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第35条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第36条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
 - 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第37条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置に

については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第38条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者について、理事長に処分手続きの申請を行うことができる。

- 2 理事長は前項による申請に基づき、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第39条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する各学科等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、東京医療保健大学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(その他)

第40条 倫理委員会等に関する事務は研究協力部で行う。

附 則

この規程は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

東京医療保健大学における研究資料等の保存等に関するガイドライン

本ガイドラインは、適正な研究活動を推進することを目的に、東京医療保健大学に所属する研究者が本学における研究活動に伴って作成・取得した研究資料等の管理・保存方法、開示方法等について定めるものである。

1. 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すことが強く推奨される。実験ノートには、実験等の操作のログやデータの取得に至る条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で記録しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として、適切に保管しなければならない。
2. 論文や報告書類等の、研究成果発表の元となった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用/ 参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性/ 追跡可能性の担保に留意する。
3. 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等においても、原則として10年の保存とするが、保管スペースの制約など止むを得ない事情が生じた場合は、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
4. 試料（実験試料、標本）や装置等の実験用品については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：放射性物質等の不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に際して多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
5. 研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、（a）バックアップをとって保管する、ないしは（b）所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講ずることとし、研究室主宰者の転出や移動に際して、学長はこれに準じた措置を講ずる。

6. 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して、成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。
7. 研究者は、調査委員会等から研究資料の開示を求められた場合には、原則としてこれに応じなければならない。また、研究資金配分機関から調査を求められたときには、大学はこれに応じ、研究に係るデータを開示するものとする。研究者の異動先の機関から調査を求められたときも同様とする。
8. 以上に定める他、このガイドラインに定めのないことについては日本学術会議が定めた「科学研究における健全性の向上について」(27.3.6)によることとする。
9. このガイドラインに関する事務は研究協力等推進部が担当する。

附則

このガイドラインは平成 27 年 7 月 15 日から施行する。